

「くじ引き」による落札者の決定方法

令和 3 年 7 月改正
(令和 3 年 7 月 1 日以降の公告分から適用)

開札の結果、落札者となるべき価格が同じ入札者が 2 人以上ある場合における「くじ引き」による落札者の決定方法は、下記のとおりとする。

1. くじを引く人を決めるためのくじ引き

- ① 0 から 9 の番号を記した玉を抽選機に入れる。
- ② 開札立会人が、開札順の早い者から順番にくじを引く（抽選機を回して玉を出す）。
- ③ 抽選機から出た玉の番号が最も小さい立会人が、落札（候補）者を決めるためのくじを引く立会人となる。

2. 落札（候補）者を決めるためのくじ引き

- ① 落札者となるべき同価格の入札者について、開札順に番号を付す。
- ② ①で付した番号を記した玉を抽選機に入れる。
- ③ 前記 1 により選任された立会人が、くじを引く。（抽選機を回して玉を出す。）
- ④ 抽選機から出た玉の番号の入札者が落札（候補）者となる。

3. 建設工事の入札における落札（候補）者の決定

建設工事の入札においては、開札後に行う工事費内訳書の審査において、落札（候補）者の入札が無効となる可能性があるため、落札（候補）者を決めるためのくじ引きは、次のとおり、落札（候補）者を原則として第 3 順位まで決定する。

- ① 最初に抽選機から出た玉の番号の入札者を第 1 順位の落札（候補）者とする。
- ② 2 番目に抽選機から出た玉の番号の入札者を第 2 順位の落札（候補）者とし、以下、同様に抽選機から出た順に、玉の番号の入札者を次順位の落札候補者とする。